# 平成18年第4回葛城市議会定例会会議録(第2日目)

1.開会及び延会平成18年12月11日 午前10時00分 開会平成18年12月11日 午後 3時24分 延会

2.場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名 1番 山 下 和 弥 2番 朝 岡 佐一郎 3番 西井 覚 4番 藤井本 浩 5番 吉 村 優 子 6番 阿 古 和 彦 7番 川 辺 順 一 8番 川 西 茂 一 9番 寺 田 惣 一 10番 下 村 正 樹 11番 岡島辰雄 12番 野 志 昭 13番 西 川 弥三郎 14番 南 要 15番 亀 井 一二三 16番 高 井 悦 子

17番 白 石 栄 一

18番 石 井 文 司

欠席議員0名

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市		長	吉	]]]	義	彦	助			役	畄	本	吉	司
収	λ	役	吉	田	新え	と助	教	Ĩ	Ì	長	綛	谷	裕	彦
特	別参	与	安	Ш	義	雄	企	画	部	長	吉	Ш	弘	明
総	務 部	長	大	武	勇	吉	都	市整	備部	長	清	村	好	伸
産	業 建 設 音	『長	石	田	勝	朗	市	民生	活部	長	杉	畄	富美	€雄
保	建福祉音	『長	田	宮	久	好	教	育	部	長	宮	西		清
水	道局	長	西	Ш	正	_	消	ß	方	長	北	Ш	武	雄

5. 職務のため出席した者の職氏名

 事 務 局 長
 飯 田 孝 彦
 書
 記
 中 嶋 卓 也

 書
 記
 井 上 理 恵

6.会議録署名議員 8番 川 西 茂 一 9番 寺 田 惣 一

## 7.議事日程

日程第1 議第60号 葛城市副市長の定数を定める条例を制定することについて 日程第2 議第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に

		関する条例を制定することについて
日程第3	議第62号	葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについ
		τ
日程第4	議第71号	平成18年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決について
日程第5	議第74号	平成18年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決に
		ついて
日程第6	議第63号	奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について
日程第7	議第72号	平成18年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議
		決について
日程第8	議第75号	平成18年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決につい
		τ
日程第9	議第73号	平成18年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議決
		について
日程第10	発議第7号	「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書について
日程第11	発議第8号	医師・看護師等の増員を求める意見書について

日程第12 一般質問

# 一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名		3	質 問 事 項	質問の相手	
1	1	Щ	下	和	弥	1.青色パトロールについて	市 長 教育長 総務部長
						2 . 行政の受付窓口一本化について	市 長 企画部長
2	2	朝	岡	佐一	−郎	1 . 予防重視の健診システムについて	保健福祉部長
						2.行政ビジネスの構築 3.平成19年度予算編成における要望書提出 について	企画部長 市 長
3	8	Ш	西	茂	_	1.いじめ問題について	教育長
4	5	吉	村	優	子	1.駅前駐輪場の整備について	総務部長
						2.里山の整備について	産業建設部長
5	3	西	井		覚	1.補助金制度について	市 長 企画部長
6	1 6	高	井	悦	子	1.医療体制の整備について	担当部長 市 長
						2 . くらしと命を守る国保行政に	担当部長 市 長
						3 . いじめ・不登校問題について	担当部長 市 長
7	1 7	白	石	栄	_	1.平成19年度予算編成について	市長助役担当部長
						2 . 公共工事の入札・契約手続きの改善につ いて	助 役 担当部長

開 会 午前10時00分

亀井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成18年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第60号から日程第5、議第74号まで、以上5議案を一括議題といたします。 本5議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、川西君。

川西総務文教常任委員長 それでは、ただいま議長より総務文教常任委員会の報告を求められました ので、ご報告を申し上げます。

去る4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました5議案につきまして、5日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告を申し上げます。

まず、議第60号議案についてであります。

質疑では、助役と副市長で権限など変わるものがあるのかの問いに対し、今までは助役は 市長を補佐するということで、全ての権限は最終的に市長にあったが、副市長独自で負わな ければならない職務的な権限と義務が課せられると解釈しているという答弁がありました。

また、収入役の廃止に伴って、市長あるいは副市長の仕事の範囲、内容についての問いに対し、収入役の任期中はこのままの体制でお願いし、その後は長の管轄下である一般職員の中から会計管理者を任命していくことになる。収入役には、長とは別の権限があったわけであり、出納事務について、副市長に権限を移譲していくことになった場合には、市長と副市長との間で権限の分担を明確にしていかなければならないと思っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。 次に、議第61号議案についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。 次に、議第62号議案についてであります。

質疑では、改正の目的についての問いに対し、基準を定める政令の改正に早く対応するため、傷病補償、障害補償及び介護補償の等級の規定を条例から削除し、規則に規定する改正を行うものであるという答弁があり、また、現在、この補償を受けられている人はおられるのかの問いに対し、市になってから対象となった人はいないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。 次に、議第71号議案についてであります。

質疑では、職員退職手当組合特別負担金の内容についての問いに対し、通常、毎月支払う 負担金以外のもので、職員の退職時に支払う特別負担金であるという答弁があり、また、自 治振興費の臨時雇用賃金と公共バスの購入についての問いに対し、新たに10人乗りのワゴン 車を購入し、公共バスとして平成19年4月から運行を考えており、それまでの10日間の実習、訓練期間における運転手の賃金を計上したものであるという答弁があり、関連して、ゆうあいバスと10人乗りのワゴン車の運行コース、停留所についての検討はの問いに対し、現在、ゆうあいや地域とも協議を進めており、できるだけ利便性の高くなるように検討していきたいという答弁がありました。

また、今回の補正予算で土木費が大きな割合を占めており、財政的な見通しはどうかの問いに対し、財政状況の厳しさは十分認識している、費用対効果の面から、おのおのの事業の効果を考慮し推進を図っていきたい、現在、年度途中であるので、財政的な見通しはわかりづらいところもあるが、よい決算ができるよう精査しながら進めていきたいという答弁がありました。

また、緊急地方道路整備事業では、補正した薑8号線工事と工場誘致についての問いに対し、薑地域で企業進出の話が具体的に進んでおり、その幹線的な道路整備を補助金が受けられる時期に補正予算をお願いしたところであり、市としても、法人税やそれにかかわる経済的な効果が見込まれるので、積極的に進めていきたいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号議案についてであります。

若干質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべき ものと決定をいたしました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑があったことを申し添え、当委員会の報告 といたします。以上でございます。

亀井議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第60号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議第61号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

- 17 -

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第62号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第71号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第71号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第74号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第74号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第63号から日程第8、議第75号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求

めます。

14番、南君。

南 民生水道常任委員長 ただいま議長より委員長報告を求められましたので、ご報告を申し上げます。

去る4日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました3議案につきまして、6日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告申し上げます。

まず、議第63号議案についてであります。

質疑では、現行の老健制度との違いについてという問いに対し、県内全市町村が加入することになり、また、財源の1割は被保険者の負担となり、全ての保険者が保険料を納めなければならなくなるという答弁がありました。

また、広域連合議会の定数が20人では、加入市町村よりも少なく、住民の意思を反映できないと思うが定数の根拠はという問いに対し、審議案件が限られており、効率的な運営をするため、また、他府県の広域連合でも加入市町村数の半数以下となっているという答弁がありました。

また、対象者の人数はという問いに対し、75歳以上が対象で、試算段階では約3,000人であるという答弁があり、また、本市の負担する経費は現行に比べてどうなるのかという問いに対し、検討して報告したいという答弁がありました。

反対の討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決 定いたしました。

次に、議第72号議案であります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしま した。

次に、議第75号議案についてであります。

質疑は、若干ありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、ほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

亀井議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第6、議第63号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 議第63号の奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について、反対の討論を行います。

さきの164通常国会において可決、成立した医療制度改革法に盛り込まれた75歳以上の後期

高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保等から切り離し、各都道府県ごとに後期 高齢者だけを被保険者とする独立した後期高齢者医療制度が創設されました。本議案は、こ の運営主体となる奈良県後期高齢者医療広域連合を設立しようとするものであります。

高齢者の医療制度は、国民の老人医療の無料化を求める運動の広がりと、革新自治体のもとで独自の無料化制度が相次いで実施される中で、国も昭和48年には老人医療費支給制度を設け、国の制度として老人医療費の無料化が実現をしてまいりました。その後、国は、一部負担を導入して、受診抑制を図り、老人医療費の増加を抑制するとともに、国保が多くを抱える老人医療を組合健保などの被用者保険にも負担させるために、老人保健法による老人保健制度を昭和58年に発足させるなど、老人医療制度を後退をさせてきましたが、このたびの後期高齢者医療制度は、家族に扶養されている人を含め、全ての後期高齢者が保険料を徴収されることになり、年金の月額が1万5,000円以上の人は介護保険料と同様、年金から天引きされることになります。その全国平均は、激変緩和の軽減措置が行われた場合でも、年間6万円程度と見込まれ、介護保険料と合わせて毎月約1万円もの保険料が天引きされることになのであります。

さらに、保険料の滞納者には、国保と同じく短期保険証や資格証明書が発行されることになります。従来、後期高齢者は、障害者や被爆者などと同様、短期保険証や資格証明書を発行してはならないとされてきました。新しい制度は、医療保障なしで生きていけない弱者から保険証を取り上げるという情け容赦のない制度になっています。何よりも、後期高齢者の医療給付費がふえれば、後期高齢者の保険料の値上げにつながるという仕組みは、受診抑制につながり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことになります。病気にかかりやすく、治療に時間のかかる高齢者の負担をふやし、受診抑制につながる後期高齢者医療制度を運営する奈良県後期高齢者医療広域連合の設立は認めがたいものであります。

しかも、市町村の自発的意思に基づいて設立されるべき広域連合が、国の法律で設置し、全市町村に加盟を強制して、脱退も認めないなど、地方自治をないがしろにしています。保険料の決定など、住民にとって重要な広域連合議会の定数は20人と少なく、議会議員の選挙方法も有権者による直接選挙の方法が排除され、市町村議会議員や市町村長で構成する間接選挙が採用されています。市町村議会の関与を弱め、住民参加を遠ざけるもので、納得できません。全市町村に一定数を割り当てるべく、定数を大幅にふやすとともに、国の負担による直接選挙で選出すべきであります。

以上、討論を終わります。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 議第63号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本議案につきましては、さきの医療制度改革によりまして、2008年度から現行の老人保健制度が廃止され、75歳以上の後期高齢者の方が全員加入となる新たな新医療制度の創設に伴う関係事務等の処理をするために、その運営を都道府県単位の広域で行っていく組織の設立

であります。

県下39市町村全てが今後の高齢者医療を支えていくために参入するもので、ますます高まる高齢化社会へ、将来における安定した医療制度の構築と、地域格差をなくし、皆で支え合い、後期高齢者の皆様から負担いただく保険料がどの地域に行っても一定額とするために、県下全市町村が協力しながら運営に携わっていく重要な役目があると思います。

この保険制度を今後導入するに当たり、現在、高齢者医療を支える大きな支え手となって いる現役世代の負担が軽減されることに資する改革であります。

しかし、一方で、高齢者の方々の所得状況はさまざまであり、将来まで安心で安定した国民皆保険制度の理念を十分に理解していただけるよう努めていくことが必要であろうと思われます。高齢者の皆様がいつまでも健康で長生きできる暮らしを確保するために、安心の医療制度の構築で、増大する老人医療費をともに支え合うことに大きな意義がある役割を果たす今回の広域連合設立に向けての本議案を議決することに賛成する討論といたします。

亀井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

亀井議長 起立多数であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第72号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第72号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第75号議案について、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第75号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第73号議案を議題といたします。

本議案は、都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

13番、西川君。

西川都市産業常任委員長 去る4日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました議 案について、7日午前9時30分より委員会を開催し、審査いたしておりますので、その概要 及び結果をご報告いたします。

議第73号議案 平成18年度下水道事業特別会計補正予算については、質疑、討論はなく、 採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会の報告といたします。

亀井議長 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第73号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、発議第7号 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、川西君。

川西議員 それでは、ただいま上程を賜っております発議第7号 「法テラス」の更なる体制整備・ 充実を求める意見書について、ご説明をさせていただきます。

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため、総合 法律支援法が2年前に施行されました。

同法に基づき、日本司法支援センター、愛称「法テラス」が設立され、10月2日、全国で一斉に業務を開始いたしました。法テラスは、身近な司法実現へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務といたしております。業務開始の初日だけで、全国で約2,300件もの相談があり、期待のほどがうか

がえます。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請にこたえる機関です。2005年、2006年に鳥取、茨城県等で4回の試行実施をいたしました結果、相談件数が年間100万から120万件を超えると予測されており、これに対応できるための体制整備が望まれております。

よって、法テラスの体制をさらに充実させるため、下記の項目について、早急に実施するよう強く要望いたします。

記

- 1.全国で21人しか配置されていないスタッフ弁護士を早急に大幅増員すること。
- 2.司法過疎対策を推進し、いわゆるゼロワン地域を早急に解消すること。
- 3.高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。
- 4.法テラスについて、特に高齢者、障害者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。
  - 5. 利用者の利便性をかんがみ、法テラスは日曜日も業務を行うこと。
  - 6.メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。議員の皆様方のご賛同 を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

亀井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第7号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、発議第8号 医師・看護師等の増員を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

14番、南君。

南 議員 ただいま上程賜りました発議第8号 医師・看護師等の増員を求める意見書について、説明をさせていただきます。

医療事故をなくし、安全安心で行き届いた医療、看護を実現するために、医療従事者が社 会的な使命や誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠であります。

しかし、医療現場の実態は、かつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。安全安心のコスト保障が必要であり、診療報酬などによる財政的な裏づけを行い、欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められております。また、過酷な労働条件を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要であります。

よって、下記事項のとおり、予算の拡充、診療報酬の改善を行い、現場での増員を保障する医師・看護師等の確保対策の強化を要望いたします。

記

- 1. 医師・看護師などの医療従事者を大幅に増員すること。
- 2.診療報酬などの財政的な裏づけを行い、夜勤日数を月8日以内に規制するなどの法整備を行うこと。
  - 3.看護学校等を増やし、院内保育所を充実させるなど、看護師確保対策を強化すること。
  - 4.地域医療を充実させるために、医師確保対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員の皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

亀井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

亀井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第8号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

亀井議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再 開 午前11時00分

阿古副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。議長所用のため、私がかわって議長の職務を 行います。

日程第12、一般質問を行います。

申し上げます。去る12月4日の通告期限までに通告されたのは7名であります。質問者は お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。通告順に従い、質問を行います。 最初に、1番、山下和弥君の発言を許します。

1番、山下君。

山下議員 議長のお許しを得まして、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回は、現在葛城市が行っている青色パトロールを各校区や地域で実施する場合、行政と してどのような補助ができるのかということと、市役所の窓口の一本化についての2点につ きましてお尋ねさせていただきます。

まず、青色パトロールの件でございますが、昨年12月議会、藤井本議員のご提案により、 現在、葛城市の職員の皆様に業務時間内に交代でパトロールを実施していただいていること には、市民の一人として心から感謝いたしております。昨今の児童を取り巻く環境の悪化を 踏まえ、行政として取り組んでいただいていることには、市民にとりましても心強い限りで ありますし、安全安心なまちづくりのために真剣に考えていただいているのだと実感するこ とができます。

しかし、地域の安全安心については、行政だけではなく、市民全体で考えていかなければならないことですし、お互いが協力することによって、より一層住みやすいまちづくりに近づくのではないかと考えます。

前にもご紹介させていただきましたが、私の住む大字北花内でもボランティア北花内の会の皆さんが毎日小学校の登下校の時間に合わせて街角に立ち、中には小学校までついていってくださる方もいらっしゃいますし、また、この活動の輪を広げるべく努力をしていただいております。私は、このような地域住民の自発的な活動をもっと広げるためにはどうすればいいのか、行政の皆さんと一緒に考えたいと思うのです。

既に吉川市長もお聞き及びのことかもしれませんが、現在大字北花内の区長さんを中心に、笛堂、北道穂、南道穂、西室、東室などといった地区の新庄小学校校区の一部の大字で協力をし合って、子供の安全安心パトロールを青色パトロールカーで実施しようという動きがあります。私は、非常にすばらしいことだと思いますし、でき得ることなら、葛城市全域でこのような取り組みをしていただけたら、市民の安心感もぐっと増すのではないかと思います。私も北花内の区長さんに相談を受けながら、それを実現すべく、喜んで協力させていただきたいと思っています。

しかし、ここで問題になってくるのは、青色パトロールカーでパトロールを実施するためには、専用の車と青色灯などといった附属するもろもろの備品を購入しなければならないということです。それに加えて、ガソリン代や車検代といった維持管理にかかわるコストも必要になってきます。

もちろん、先ほど申し上げた大字の区長さん方には十分にご認識いただいており、車や各備品の購入費に関しては大字北花内が、また、その他の維持管理費に関しては、そのほかの大字で協力しようというお話になっているように伺っておりますし、その方向で各大字役員の皆様のご理解を得ようと現在ご努力をいただいているとも伺っております。

しかし、車の購入費や備品を合わせて140万円前後のコストがかかると聞いていますし、年間の維持費にしても20万円程度必要になってきます。これでは、どこの大字でも気軽にやろ

うと言い出せる額ではないと思うのです。やはり、行政としてもこうした地域の自主的な活動を支援し、さらにこの輪を広げていくことが必要だと思います。

そこで、お尋ねしたいということは、こうした活動を行う大字や広域の集まりに対し、行 政として何らかの支援策はないのかということでございます。

財政逼迫の折、私も日ごろから余分な支出を抑えることが肝要だと主張しておりますが、 やはり、市民本位の活動を支援し、支えていくことは優先順位が上位に来るのではないかと 考えます。このことについて、理事者のお考えをお示しいただきたいと思います。

続いて、市役所の窓口の一本化についての質問に移ります。

現在、葛城市には新庄庁舎と當麻庁舎の2つの庁舎があり、そこでそれぞれ住民票の交付 や納税証明の交付といったさまざまな手続を各課ごとに行っています。将来的には庁舎の統 合なども考えていかなければならないでしょうけれども、私がここで主張させていただきた いことは、各課ごとに行っている証明書の交付を一元化できないかということと、それに伴 い、受付窓口を一本化し、市民により効率的でより利便性の高いサービスを提供できないか ということなのです。

現在、市民課で発行している各種証明の件数は、昨年で4万5,932件、税務課で発行している各種証明の件数は昨年で7,898件に上ります。市役所にいらっしゃる市民の目的の多くは証明書の発行で、それを素早く1つの窓口で対応していただけたら非常に便利になるのではないでしょうか。

もちろん、各種証明の発行ばかりではなく、さまざまな相談に来られる方々もいらっしゃると思います。その場合には、1つの窓口でまず対応し、相談の内容に応じて各課にご案内させていただく、そうすれば、総合受付窓口以外の部署では証明書の交付などの事務が省かれ、市民にとりましてもわかりやすく、スピーディーな対応ができ、喜んでいただけるのではないかと愚考いたします。

また、受付のところに専属の案内係を置いてみるというのはいかがでしょうか。何も受付嬢を置くというのではなく、例えば職員のOBの方でもいいではございませんか。初めて庁舎にいらっしゃった方やご高齢の方々がどこの部署に尋ねていいかわからないとき、案内係の方がいらっしゃったら、非常に便利ではないかと思います。実現できるかどうかわかりませんが、窓口の一本化や、それに伴う行政改革で、市民の立場に立ったサービスの向上を願うものであります。

以上、2つの問題について理事者のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

なお、次の質問からは自席にて行わせていただきます。

## 阿古副議長 総務部長。

大武総務部長 ただいま1番、山下議員さんからのご質問でございます。青色パトロール、これについてご答弁を申し上げます。

昨今、子供たちをねらった犯罪が増加している中におきまして、それらの犯罪や事故等の 被害を未然に防止いたしまして、市民の安全に対する関心を高めるといったことを目的とい たしまして、現在、市職員によります青色回転灯防犯パトロール、これを本年4月より発足 をいたしております。

本パトロールにつきましては、市民の生活安全対策を推進して、関係諸団体が調整を図る目的で組織をいただいております葛城市生活安全推進協議会、この協議会を中心といたしまして、その協議会を補佐するために関係課長13名で組織をいたしております葛城市生活安全推進協議会幹事会というこの幹事会の関係職員によりまして、計画的に現在、県の警察本部主催の青色防犯パトロール講習、これを受講いたしております。現在、39名の職員が受講済みでございまして、ご存じのように、2台の公用車に乗りまして、週2回から3回程度、通学路を中心に児童生徒の下校時間に合わせまして、青色防犯パトロール、これを全庁的な取り組みとして実施をしているところでございます。

また、本年9月の議会定例会でご議決をいただきました葛城市基本構想、これの1つ目の政策の柱でございます安全が守られ安心して暮らせるまちづくり、これを進めるために、この施策の1つといたしまして、青色回転灯防犯パトロール推進、また児童安全パトロールの強化、あるいは、こども110番の家の旗の設置強化等を掲げているところでございます。

現在、市内でご活躍をいただいております自主防犯ボランティア団体につきましては、平成15年には大字兵家のイトーピア自治会の楽友会が、また、本年3月には先ほど議員仰せのように北花内のボランティア北花内の会、さらに本年5月には大字尺土の子供を守る安全パトロール隊尺土が結成をされております。現在のところ、市内ではこの3つの団体がそれぞれの地域におきまして、積極的にご活動をいただいているところでございます。

ご質問の自主防犯ボランティアに対します市の支援といたしましては、安全安心なまちづくり事業補助金というのを全大字に対しまして今現在補助をさせていただいておるところでございます。ご存じのように、この補助金につきましては、地域住民みずからが行う自主的な防犯活動あるいは自主的な防災活動、こういったものに対しまして補助をいたしております。 1 大字年間 5 万円から16万円まで、その大字の世帯数に応じまして補助金額を定めているところでございます。

したがいまして、ご質問の地域で実施いただきます自主防犯ボランティアによる青色回転 灯防犯パトロール等の諸経費につきましては、この補助金をご活用いただければと考えてお ります。山下議員さんよりもご紹介いただきました大字北花内の自主防犯ボランティアによ る青色回転灯防犯パトロールの実施につきましては、地域の安全が守られ、地域の住民が安 心して暮らせるまちづくりを進めるために、今後とも積極的なご活動をご期待申し上げると ころでございます。

最後に、市といたしましては、総合計画の施策目標であります犯罪から市民を守り、安全性を高めるために、今後もこのような自主防犯ボランティア団体を立ち上げようとされる地域につきましては、高田警察署生活安全課のご協力もいただきまして、その設立に向けた手順の指導など、ソフト面におきまして、十分な支援、バックアップをさせていただく所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

阿古副議長 企画部長。

吉川企画部長 ただいま山下議員からご質問いただきました行政の受付窓口一本化について、本市の機構の観点からご質問いただいたものと理解して、ご答弁申し上げたいと思います。

平成16年10月の合併後において、新庄庁舎、當麻庁舎の窓口におきまして、市民課や税務課を設置いたしまして、所要の職員を配置し、旧町からの市民サービスの低下を招かないように考慮しているところでございます。お尋ねの証明書等に限り一本化することはできないかとのことでございますが、現状につきましては、先ほどご紹介ありましたように、市民課では年間4万6,000件の証明書等の発行がございまして、そのうち住民票の写しと印鑑証明書の発行で約75%を占めておるところでございます。

一方、税務課におきましては、年間約8,000件の証明書等の発行がございまして、そのうち 所得証明書の発行が約64%でございます。

合併時の事務事業の調整協議や電算統一の協議の中で十分協議をいたしておりました結果、 職員配置や市民サービスの観点から、受付窓口また案内係も含めまして、現在の方法を決定 したところでございます。

特に、人口の多い市になりますと、庁舎スペースの問題から、窓口を一本化して諸証明の 発行をされているところもございますが、新庄庁舎、當麻庁舎の現状では十分市民サービス に心がけているものと認識しております。

また、仮に市民課で所得証明書等を発行するとした場合を想定いたしますと、コンピューターのパッケージの購入費用や、またカスタマイズ費用等が発生してまいりますので、総合的に判断すべきものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

阿古副議長 1番、山下君。

山下議員 ただいま総務部長より安全パトロールについて、企画部長より窓口の一本化についてそれ ぞれご答弁をいただきました。

まず、安全パトロールの件でございますが、本年4月から39名の職員の皆様が青色パトロールに従事され、市民の安全のためにご活躍いただいているということを伺い、非常に心強く思いましたが、その後の安全安心なまちづくり事業補助金で全大字に向けて年間5万円から16万円の補助金を交付しているので、それを活用してほしいとのご答弁でございました。

ご答弁の中にも本年9月議会で議決いたしました葛城市基本構想の内容に言及されていたと思いますが、もう一度私の方からも確認させていただきますと、この4ページに、安全が守られ、安心して暮らせるまちづくりを進める施策の中に、青色回転灯防犯パトロールの推進とこども110番の家の旗の設置強化などうたわれていると確認させていただきます。

安全安心のまちづくり事業補助金は、確かに全大字に手当てされておりますが、本年の行政から各大字への働きかけの1つに、自主防災組織をつくってほしいということがありました。補助金はこの組織の立ち上げ等備品をそろえたりするのに使われ、青色パトロールに回せる余裕がないのではないかと私は思うのです。私は、自主防災組織を立ち上げることがいけないと言っているのではないということだけご承知いただきたいと思います。もちろんこれはこれとして、いつ襲ってくるかわからない自然災害に備えることは重要な事だと認識し

ております。

話を戻しまして、基本構想の中にうたわれているこの青色パトロール、これは行政としても推進していきたい事業であると推察いたしますし、私としてもぜひ実現していただきたい事業であります。たしか他の自治体でもこの青色パトロールに対して補助金を出したり、備品を出したりしている行政もあるように聞いております。どうかこの事業に対する吉川市長のお考えを示していただきますとともに、その実現のためにどのようにしていかれるおつもりであるのかということを伺いたいと思います。

続きまして、窓口一本化の問題でありますが、確かに十分に協議をしたというお話でございました。現在の人口ではこれで十分なサービスが行き届くというお話でございますけれども、確かに現在の葛城市の人口、体制では、これでいいのかもしれないということでございます。それは、でも、行政側から見てそう思っているだけなのかもしれないのだということを気をつけていかなければならないと私は思うのです。市役所はだれのために存在するのか、葛城市に住む全ての市民のために存在するのだということは論をまちません。常に市民の側に立ってサービスを提供する、この考え方なくして、行政のサービスの向上はあり得ません。

私は、9月議会のときに総務委員会で配られた昨年7月に実施されたアンケートを拝見し、 非常にショックを受けました。アンケートの項目の中の1つに、何でもご自由にご意見を述 べていただくというような項目がありまして、その回答の中で飛び抜けて多かったのが、議 員と職員の怠慢をなくしてほしいというご意見でございました。私は、自身の議員としての あり方を振り返り、どうたったのかなと、大きくえりを正していかなければならないと大い に反省をいたしました。そして、やはり、自分が頑張っているつもりであっても、それが伝 わらなければならないのだと実感いたしました。

職員の皆様にいたしましても、どれだけ市民のために頑張っておられるか、その仕事ぶりを拝見し、感服することもしばしばであります。例えば廃棄物の通報があれば、みずから出かけて行き、処理をなさったり、持ち込まれるさまざまな相談事に対して、親身になって相談に乗っておられる。また、これから確定申告の時期になると、みんな夜の遅くまで働いておられる。そんな姿を見て、我々市民のために頑張ってくださっているのだと私は感謝いたしております。

しかし、こうした現実を全ての市民がご存じではないということなんです。やはり、市民の皆様は、ご自分の目で見て、ご自分の判断基準に照らし合わせて判断をされてしまうのだということだと思います。幾らこちらが頑張っていても、それが相手に伝わらなければ、その方には頑張っていると受けとめていただけない。非常に残念なことだと思いますが、相手の考え方や気持ちをこちらの考え方で変えてしまうことはできません。

そうしたことを踏まえて、市役所の取り組む気持ちを目に見える形で市民の皆様に示す方法を自分なりに考えて、そして、この受付窓口の一本化ということを提案させていただきました。この取り組みで、市民の皆様に市役所は頑張っているなと思っていただけるかどうかということは一概に判断できないと思いますが、目に見える形で市民に喜ばれるサービスを提供することで、行政との垣根を低くして、より親しまれる市役所になっていくきっかけに

なればいいと思い、少ない知識と思いつきでご提案させていただいております。ここで、私の提案に対する吉川市長さんのお考えを示していただきたいと思います。

以上、2つの件に対しまして、私の再質問とさせていただきます。

阿古副議長 吉川市長。

吉川市長 山下議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の青色パトロールのことについてでございます。部長が答弁をいたしました考え方でお願いしたいというのが基本的な考え方でございます。と申しますのは、今いろんな子供を取り巻く環境が、大変心配のあるわけでございますけども、そうした中で、今までから住民の皆さん方やあるいは地域の皆さん方にもご協力をお願いして、青色パトロールを初め、それ以外の子供を守るための施策についてお願いをしてきたところであるわけでございます。

私は、こうしたことについては、個人個人の責任と地域での協力によるそうしたことで責任を果たしていただくということと、行政がしなければならないこと、そういうものがあると思うわけでございます。今進めております行政改革そのものもまさにそうした考え方に立っての改革ではないかというふうに認識をしているところでございます。

したがいまして、呼びかけをいろいろいたしました。先ほどもご紹介がございましたように、それぞれの地域で自主的な組織を立ち上げていただいて、それぞれの目的に合った方法で子供の安全を守っていただいている、見詰めていただいている、そういうことであるわけでございまして、そのことは大変ありがたいと思うわけでございます。そうした中で、いわゆるパトロールカーを出してということになりますと、やっぱり、各地域地域で、あるいは各大字ごとでそういう車を持っていただくということも至難なことであろうと思うわけでございます。全体的なことを考えますと、行政としてでき得る範囲は、今実施をしております方法が一番ベターではないかなというふうに考えているところでございます。

内容的には、先ほど部長の答弁にもございましたように、週に2回ないし3回というふうなことでございますので、そうした内容をさらに充実しながら、そうした目的に沿った行政が進むように、また、それを契機に、住民の皆さん方にもなお一層のそうした住民の感情としてそうした認識をお持ちをいただくというふうに努めていきたいと考えているところでございます。

したがいまして、お尋ねのパトロールカーの経費の補助については、先ほど部長が申し上げたとおり、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

それから、次の窓口一本化の問題でございます。

部長が答弁をいたしましたように、合併時にいろいろな協議がなされてまいりまして、どういう方法が一番住民のそうした面に対するサービス低下につながらないかというふうなことであったわけでございます。そうした中で、庁舎をあえて當麻庁舎、新庄庁舎という2つの形で、先ほども答弁がありましたように、そこに、特に件数的にも先ほどご紹介があったとおり多い事項でございます住民課にかかわる諸証明の問題、あるいは税にかかわる諸証明の問題、届け出の問題、そうしたことを考えまして、それぞれに専門の課を設置して、職員をそれぞれ配置して、そういうことに対応しているというのが実態であるわけでございます。

おっしゃいますように、一本化をして、そういう形が果たしてどういうふうになっていくのかなということをいろいろ質問いただいてから、私としてもいろんな考えをしているわけでございますけども、3万5,000人の本市の規模からいたしましても、あるいは、それぞれ住民の皆さんが庁舎へお越しになって用を済まされる、そうした状況を見ておりまして、窓口のことについては、こういう方法で十分に満足とは申せないかもわかりませんけれども、それなりに用をなさせていただいておるのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、総合窓口の件も提案をいただいたわけでございます。このことも、當麻庁舎の方は分庁舎と2つがありまして、おっしゃるように、用事で初めて来られた方が分庁舎に行かなきゃならない用事の方もあろうと思いますけども、初めて来られた方はどこへ行ったらいいかわからないというようなことのご懸念かとも思うわけでございますけれども、そうしたことにつきましては、一番身近な窓口でお聞きになって、それのことでしたら分庁舎の方へというふうな案内をできるように、職員にもそうしたことについての研修を通じて周知徹底をしているところであるわけでございますので、先ほども申しますように、規模的なことから申し上げましたら、総合的な案内人を設置するということについても、少し考えなければならないことではないかなというふうに思います。

以上です。

阿古副議長 1番、山下君。

山下議員 ただいま市長の方からご答弁をいただきました。青色パトロールにつきましては、現在行っている状況の中で、それをさらに充実させていきたいということで、大字等の問題に関しては、今現在のまちづくりの事業補助金で対応してほしいということでございましたけれども、先ほどからも私も申しておりますように、なかなか140万、150万、160万と、非常に高額になってくる問題でございますので、1つの大字等で支えていくのはかなり難しい状況ではないかと思いますので、そういうお答えをいただきましたけれども、これからさまざまな動きが出てくると思いますので、また、その動きが出てきましたときに、十分にご検討いただきながら、市民の活動の芽をつぶさないで伸ばしていっていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

また、2つ目の総合窓口等の問題、これも合併のときから十分に検討していただいて現在の形になっているというお話でございますけれども、確かに3万5,000、葛城市の規模でこれでいいのかもしれないということかもしれませんけれども、このサービスというのは、これでいいと思ったときから低下が来るのではないかというふうに思います。今、一般企業では、顧客獲得のためにさまざまなサービスを考え、どうすれば顧客の満足度が上がるのかということを一生懸命、それこそあちこちに東奔西走しながらオーナーが考えて、また知識を求めてやっておられる。それでも、なかなか事業がうまくいかないということもありますし、本当に一生懸命血道を上げて頑張っておられる。そこもやはり、行政としても、これでいいという言い方はされておりませんでしたけれども、さらに市民の満足度を上げるためにご努力を続けていただきたいというふうに思います。

それと、例えばこの新庄庁舎でございますけれども、各課の横に1階でも大きな柱があって、なかなかどこにどの課があるのかわからないというふうなお声も聞きますので、それも含めて十分にご検討いただき、対応いただきたい。何も私の意見がこれが全て正しいというふうに言っているのではなく、やはり、市民あっての市役所なんだということを私も十分に踏まえ、行政の皆様方も十分に踏まえていただいて、そのサービスの向上のためにこれからも努力していただきますようにお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

阿古副議長 山下和弥君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時36分 再 開 午後 1時30分

阿古副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、朝岡佐一郎君の発言を許します。

2番、朝岡君。

朝岡議員 公明党の朝岡佐一郎でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、 先日の通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、私自身が本年3月定例議会で一度お尋ねをさせていただいた2件の提案につきまして、再度ご答弁をお願いをいたしたいと思います。

その前に、先日、11月22日、公明党葛城市議員団といたしまして、平成19年度葛城市予算編成に対する要望書を市長のもとへ提出をさせていただきました。市民相談からさまざまなご意見をいただいたものに、新市まちづくり計画を視野に入れて作成し、関係各部門へと来年度予算査定に反映いただけることを望むところでございます。この後に質問をさせていただきます2件も含まれておりますので、自席で再質問、再答弁を受けた後、あわせて総括的なご見解を市長にご答弁をお願いしたいと思います。

さて、今回、再度質問をさせていただきますのは、本年10月で合併3年目を迎え、合併による行財政効果を示していく時期となり、住民も新市まちづくりの行政に対する期待が高まる中、国の三位一体の改革における地方交付税の削減、税源移譲等地方自治への厳しい税財政改革の上で、各自治体は今後の行政手腕が問われる時代であると思われます。

来年度からは、国の所得税収を減らし、地方の住民税を増収することで、住民にとっては 負担増にはならないとしても、感情的には行政サービスに対する拡充や自治体の責任感に多 くの期待を寄せる声が聞こえてまいります。

そこで、去る3月議会に一度お尋ねいたしました行財政改革を進める一方で、新たな自主 財源、財政が厳しい歳入確保の観点から、民間手法を取り入れた行政ビジネスの導入につい て、再度ご意見を求めたいと思います。

本年度におきましても、全国の100を超える自治体がこの行政ビジネスを取り入れており、 まちの広報紙等への企業広告の掲載、各行政窓口に備えてある封筒にも広告掲載をして、印 刷等の経費節減を図っておられます。奈良県の県政だよりも本年度より企業広告を掲載されています。

3月議会での吉川企画部長のご答弁では、本市におきましては、行政改革大綱や集中改革プランに示されました行政改革の必要性と理念に基づきまして、健全な財政運営の構築を図るために、近隣団体の状況も参考にしながら歳入確保の観点から検討いたしますとのご見解でありました。先日のあるマスコミ紙がこの行政ビジネスを取り上げ、北海道夕張市が財政再建団体に転落したことから、財政状況が厳しいのはどこも同じ、そこで自主財源の確保に知恵を絞る自治体がふえている、予算がないから、みずから稼ごうというこの姿勢は行政の努力を市民にも理解させ、職員の民間的意識を高める上で大いに評価できると記述しておりました。平成19年度予算を編成していくこの時期を迎えるに当たり、行政ビジネスの導入をどのように取り組んでおられるのかご見解をお示しいただきたいと思います。

次に、2点目は、やはり3月議会でお尋ねをいたしました本市健康づくりの予防重視における健診事業に新たな導入をご提案いたしました全身のがんドック、いわゆるPET検診助成事業についての再度お尋ねでございます。

従来の各健診事業におきましては、市民の皆様の健康予防へ貢献しておりますことに感謝いたしておりますし、医療給付費の減少傾向にも役立っておる事実は大変大いに評価すべきでございます。しかしながら、3大成人病の1つであるがんの発病率は依然高く、各部位のがん検診ではなかなか早期発見に限界があるため、開発されましたPET画像診断は、ここへ来て大きながん診察に期待が寄せられるところでございます。

PET検査では、わずかな異変の初期ステージであっても、ブドウ糖を体内に入れてエネルギー消費が多い箇所に薬が入っていく性質を利用して、がん発生箇所が黒く映るというものであり、がんに対して検出率が極めて高く、一度で全身の検索が可能で、苦痛もなく短時間で検査が終了し、中でもがんの部位が特定できる点も大きな特徴でございます。

がん対策の取り組みにつきましては、我が党が平成16年1月に衆議院本会議で日本のがん 対策を国家戦略として強力に推進するように訴えて以来、党の重要施策として位置づけ、対 策の推進に全力を挙げてまいりました。中でも、同年5月には、自民党と健康フロンティア 戦略を策定し、その中で乳がん対策として全国へ500台のマンモグラフィーを緊急配備する整 備などを決定し、がん対策の取り組みを加速してまいりました。本年6月には、ご承知のと おり、がん対策基本法が制定となり、各都道府県へがん対策推進計画の策定等を提唱するな ど、がん対策の飛躍的向上を目指すものでございます。

その中にも、がん予防、早期発見の推進を掲げてあり、PET検診における早期発見となる健診事業の拡充につきまして、再度ご見解をお伺いさせていただきたいと思います。ご明快なご答弁よろしくお願いいたします。

なお、再質問は自席にて行いますので、よろしくご承知くださいませ。 以上でございます。

阿古副議長 企画部長。

吉川企画部長 ただいま朝岡議員から、新たな歳入財源における行政ビジネスについて、3月議会に

引き続いて質問をお受けいたしましたので、ご答弁申し上げたいと思います。

市が保有する資産を媒体として活用する広告につきましては、広報紙、ホームページ、窓口封筒、パンフレット、冊子、領収書、納税通知書などに掲載することが考えられます。広告掲載することによって収益を上げる方法や、広告料にかえて印刷物を納品させ、経費の削減を図ることができるとともに、地元企業の活性化につながるものでございます。

しかし、広告掲載につきましては、さきに実施しています自治体の状況を見てみますと、 成功例につきましては大規模な自治体が多く、事業所等が少ない小規模な自治体では、年々 掲載料を下げなければ、広告代理店が参入しない場合や、自市での広告内容の構成等を実施 している自治体におきましては、収益の割には手間がかかるなどの問題が生じているところ でございます。広報の本来の目的を考慮いたしまして、県下の市の実施状況を踏まえ、ニュ ーパブリックマネジメントの民間企業の経営手法や成功事例を行政に取り入れながら、効率 化、活性化を目指す公共経営の考え方を基本として、引き続き検討してまいりたいと考えて おりますので、よろしくお願いいたします。

阿古副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま2番、朝岡議員さんの方から予防重視の健診システムについて、全身がんドック助成事業の展望についてということでご質問いただきました。この分につきましても、3月の議会で一般質問いただいたところでございます。その分につきまして、答弁をさせていただきたいと思います。

現在、日本人の死亡原因の第1位を占めておりますがんを克服するために、平成18年6月16日付でがん対策基本法が成立されたところでございます。基本法では、特にがん克服を目指した研究を推進し、予防、診断、治療の技術向上、普及を図ることが盛り込まれておるところでございます。本市におきましても、早期発見、治療につなげるため、各種がん検診を医師会及び関係医療機関等の支援を受け、事業の推進に努力しているところでございます。

ご質問のPET検診でありますが、全身の小さながんが一度に発見できるがん検診の切り 札として期待されているところでありますが、もともとがんの転移や再発を調べるために使 われており、保険も現在適用されておるところでございます。健康な人のがん検診には保険 がきかないわけでございますけども、数年前から検診にも実費診療で行われるようになって おるわけでございます。しかしながら、利用法についてはさらに研究が必要とされておりま して、国立がんセンターの調査では、PET検診だけの検診で85%のがんが発見できなかっ たという報告もあるわけでございます。PET検診で異常がないからといって安心するのは 危険ということで指摘もされておるような状況でございます。今後、がん克服を目指した研 究が推進され、予防、診断、治療の技術向上に期待するところでございます。

PET検診の助成については、医師会等の意見もいただきながら、検討してまいりますが、 現在、PET検診の助成事業につきましては、考えておりませんので、ご理解をいただきた いと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

阿古副議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいまは、各部長よりご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

本来、地方自治体の今後における行財政改革とは、いかに住民のニーズにこたえながら、 地方独自のブランドを活用して、根本的な発想を展開して、行政サービスの向上に努めて、 税収等の確保と経費削減を図りながら、住民の理解と協力を得たまちづくりを進めていく、 このことが定義とされるものではないかと思うわけでございます。

多くの自治体では、規制緩和をして、民間の経営手法を公共に取り入れ、公共が生み出す 有形、無形の生産物に職員が原価意識を持ち、積極的な行政サービスに効果を上げていると 伺っております。幸いにして、本市にはソーラーシステムの製造が全国一の生産規模を誇る 企業や、事務封筒では業界大手の生産工場など、大手企業が市内で稼動されています。今後、 このような好条件を優位に取り入れて、理解をいただきながら、本市独自のブランドとして 意識を持って行政サービスに協力いただけることは大いに期待が持てるのではないかと感じ るわけでございます。

ただいまご答弁がございましたが、合併3年目を迎える本市の新たな財源として、また、 市民の皆様にも行政が努力をして改革をしているこの姿勢を理解いただける取り組みである と私は思います。再度、今後の具体的な事例のご見解があるかどうかをもう一度お尋ねを申 し上げたい、このように思うわけでございます。

また、PET検診事業につきましては、今、部長からもご答弁をいただきましたが、過去のご答弁では、制度的問題が疑問視をされているという検討課題であると伺ったわけでございますが、具体的な数値な事例など、もしご紹介いただければと思いますし、県下におきましては、生駒郡の平群町が本年度からこのがんドックを導入し、PET検診の助成制度を開始したと、このように伺っております。あわせて、これからご見解をもう一度、再度お伺いさせていただきたいと、このように思いますし、最後に、先ほど述べました市長にも、この後のご答弁、よろしくお願いしたいと思います。

阿古副議長 企画部長。

吉川企画部長 朝岡議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

国、地方を取り巻く環境は非常に厳しいものがございまして、本市もその例外ではございません。行政ビジネスの導入によりまして、民間手法を取り入れました歳入確保や経費の削減は、行政改革を進めていく上で今後とも大事な視点ととらえております。平成19年度に向けまして、窓口用に広告代理店の取り扱いによります企業広告入り封筒を検討しており、この手法の導入によりまして、年間約20万円程度の経費削減が見込めるものでございます。今後ともご提案の精神を行政全般に生かせるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

阿古副議長 保健福祉部長。

田宮保健福祉部長 ただいま朝岡議員さんの方から再質問をいただきまして、2点いただいたわけでございます。

まず、1点目でございますけども、PET検診にかかわる具体的な数値の事例というようなご質問でございます。この分につきましては、国立がんセンターがん予防検診センターの

内部調査の中で行われた分が発表されておりまして、平成16年2月から1年にかけて3,000人の方の検診をされました。その検診の中身につきましては、超音波、CT、血液検査などに加えまして、PET検診を合わせた中で3,000人の検診が行われたわけでございます。その中で150人の方のがんが発見されたということでございます。その150人のうちでPET検診でがんがあると判定された方が23名、約15%の割合であったそうでございます。残りの85%につきましては、PET検診以外でがんが発見されたというような報告もされております。また、民間医療機関では64.5%ぐらいというデータも報告されておるわけでございます。

特に、このがんの種別によりまして、PET検診の発見率が比較的高いと言われておりますのが肺がんでございまして、肺がんではこの150人の中で肺がんが28人の方がおられたそうでございまして、その28人の中でPET検診では6人が発見されて、率から申し上げますと21%、また、これも比較的高いと言われております甲状腺がんにつきましては、11人のうち4人で36%の発見率であったそうでございます。また、大腸がんにおきましては、32人のうち4人で13%、胃がんにおきましては、22人のうち1人、4%という形でのPET検診での判定結果が報告されております。

また、PET検診が導入されておるという国につきましては、日本、韓国、台湾というようにお伺いしておるわけでございまして、現在、ヨーロッパでは有効性が示されていないという実態の中で実施されてない、また、アメリカの方では検診目的に使うことは少ないというような報告もあるわけでございます。

以上が具体的な事例として答弁をさせていただきたいと思います。

次に、PET検診の実施されておりますのが、ご質問いただきましたように、奈良県では 平群町が本年度から実施されたというご質問をいただいたわけなんですけども、一応平群町 の方でやっております事業展開を報告させていただきますと、平群町の方は国保の事業とし て、国保の総合健診助成事業として展開されておるようでございます。特に国保の助成事業 の中で人間ドック、脳ドック、がんドックのこの3つのドックを実施されておりまして、こ のコースを年度1回限りの一定の要件を有している者を対象に助成をされておるそうでござ います。

特にがんドックにおきましては、問診、各種がんドックに必要な検査、内視鏡、あるいは X線、MRI、血液等にさらにPET検診を加えて、総合的健診として実施されておるとい う状況でございます。

こうしたことを今後参考にさせてもらいながら、総合的な健診の充実に向けまして、議会 とも相談を図りながら、努力してまいりたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

#### 阿古副議長市長。

吉川市長 2番、朝岡議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の行政ビジネスの構築についてでございます。ご意見にございましたように、 行政改革を進めていく考え方として、経費の削減ばかりじゃなしに、自主的な財源を得ると いうことが非常に大事であるというふうに考えるところでございます。そうした観点から、 行政改革推進委員会等でもそうした議論をいただきながら検討してまいりたいと思うわけで ございます。19年度からは、先ほど部長が申し上げましたそういう方法で取り上げていくと いうこともあるわけでございまして、なお一層、そうした面で、効率的な形で財源が得られ るような方向を目指していきたいというふうに考える次第でございます。

また、がん検診につきましてでございます。

PET検診のことにつきましては、先ほど部長が申しましたように、医療界の中でいろんな議論があるようでございまして、現在までの実績が、今、答弁がありましたように、約85% ぐらいがほかの検診で発見をされているというふうなこともあるようでございます。しかしながら、一番大事なことは、早期発見、早期治療、それに尽きると思うわけでございます。

そうしたことの観点から、そうした総合的な検診も視野に入れながら、住民の皆さん方の健康で長生きをしていただけるような方策の1つとして、さらに検討を加えていきたい、こういうふうに思います。

阿古副議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 たびたびの再答弁をありがとうございました。ただいまは市長からもいろいろ積極的なご 所見もいただきまして、また、これからのまちづくりに大きな期待が持てる感触も伝わって まいりました。

いずれにいたしましても、合併3年目のこれからが将来の葛城市においても大事な時期であり、新たな制度改革や国の動向により、今後のまちづくりには状況判断を見きわめた安心な基盤づくりが大いに期待されるときではないかと思っております。

吉川企画部長の再答弁では、次年度に向けて明るい話題をお知らせいただきましてありがとうございます。広告代理店を介して広告を募り、その得た収入で封筒を作成し、行政に納品をすると。このことで経費の削減は20万円の見込みの予定であるというようなご答弁であったと思います。本市の予算規模からすると、ほんのわずかな金額でございますが、このような小さな積み重ねが市の新たな収入、財源となっていく。私は、全国自治体の成功例を見ても、確信をする次第でございます。どうか実施に向け、ご検討をいただけるようよろしくお願いを申し上げます。

また、PET検診につきましても、ただいま田宮部長よりも臨床例の数値を伺い、今後、 医療分野において日進月歩、検出率の向上をしていくことを望むわけでございますが、今後 もがん検診の最新データを情報収集していただけますようよろしくお願いをいたしておきま す。

県下では、ご紹介いただきました平群町だけが健診事業を今導入しておりますけれども、 お隣の大阪府では岸和田市が本年5月より、まず当該市内の市立病院にPET画像診断が導 入をされて、あわせて市民に健診助成事業を実施されていると伺っております。大阪府内で は岸和田を初め8カ所で現在PET検診事業を導入していると、このようにも伺っておりま す。

いずれにしても、住民の健康維持のためにある健診事業がさらに充実することにおいて、 将来がんの早期発見に効果が見られるPET検診の導入に向け、近隣団体また医師会等、ご 意見を聞きながら、幅広い健診事業の拡充に努めていただきますことをお願いしておきたい と思います。

さきに提出いたしました党の要望書の冒頭に、次のような記述をさせていただいております。今、大切なのは、国、地方行政、社会は全て生活者のためにあり、奉仕するためにあるという理念の確立が重要であり、合併3年目を迎える葛城市の行財政の動向が生活者の声、現場の声を市政に生かした意義のあるものでなければならないと論じさせていただいております。今回、再質問をさせていただきました行政ビジネスの構築、がんドックの助成事業で健康予防の充実も皆様方からの要望であり、現場の声でもございます。前向きなご見解をいただきましたが、さらなるご検討をいただき、実施に向けてご協議願えることをよろしく申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

阿古副議長 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

次に、8番、川西茂一君の発言を許します。

8番、川西君。

川西議員 公明党の川西茂一でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を させていただきます。

私は、今回、小学校、中学校におけるいじめ問題についてお伺いいたしたい、このように 思っております。

全国で多発をしておりますいじめ問題が原因で、みずからが尊い命を絶つという悲しい現 実があります。それまでに至った本人の苦しみ、また、家族の苦しみははかり知れないもの があると、このように感じております。いじめは暴力です。いじめている側が100%悪い。ま た、1000%悪い。いじめに遭った被害者は弱い人間ではありません。それは正反対です。い じめる人間こそ自分の醜い心に負けた一番弱い人間です。暴力人間を強いと錯覚するところ に狂いがあると思います。心から血を流している人に対してのきずの手当てもしないで、頑 張れと言うのは間違いです。その人を苦しめている原因を一緒に取り除いてあげなければい けないのです。大人の鈍感さが問題です。重い荷物は1人で持てない。1人で悩まず、解決 するまで相談することです。いじめられている人がいたら、自分が味方だと伝えてあげてほ しい。小さな一言が大きな支えになります。たった1人でも友がいれば、やみに光がともる のです。いじめは社会全体の悲劇だと、このように私は思います。いじめの状況は、千差万 別で、こうすれば解決するなどということは一概には言えませんが、やはり、教師が子供た ちの価値観を深めていくことも大事ではないでしょうか。また、学校として、あらゆる努力 を払うべきです。その上で大きな力になるのは、ご両親やご家族、また、地域の方々の支え です。学校だけでなく、家庭も地域の方々も一緒になって取り組まなければ、この問題は解 決できない、このように考えます。

先日、教育再生会議でいじめ問題への緊急提言がなされました。全ての子供に、学校は安心、安全で、楽しい場所でなければならない。いじめを解消するなどの第一次的責任は、校 長、教頭、教諭にあると指摘し、その上で、問題を起こす子供への指導、懲戒の基準も明確 にし、毅然とした対応をする。いじめを見て見ぬふりをする人も加害者であることを徹底指導する。いじめがあった学校に教育委員会が解決支援チームを派遣する。こういった内容が提言されました。学校は、いじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを徹底して指導する。いじめを放置、助長するなどした教員に懲戒処分を適用するなどを明記されております。学校と教育委員会にしっかり踏み込んで、いじめ解消をやるべきと提言したことは大変大きな意味があると、このように思います。

そこで、お伺いいたします。葛城市内の小学校、中学校におけるいじめ問題があるのか。 また、どういった対策をとられているのか。教育再生会議が提案したいじめ問題への緊急提 言について、どのように取り組まれておるのか、以上、お伺いしたいと思います。

なお、再質問は自席よりさせていただきます。以上です。

阿古副議長 教育部長。

宮西教育部長 8番、川西議員さんのいじめ問題についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

教育委員会といたしましては、いじめはどこの学校でも、どの子にも起こり得る問題であるとの認識のもと、いじめのサインを見逃さず、常にいじめの把握に努め、児童生徒の安全確保に全力で当たることを旨として取り組んでおります。

具体的な対応といたしまして、今月実施されます県教育委員会のいじめの実態調査に先立ちまして、市内小・中学校で聞き取り調査やアンケート調査を実施いたしました。その結果に基づいて、さらに聞き取り等指導を行い、必要に応じて関係の保護者にも連絡し、学校と保護者がともに役割を担いながら、いじめ解消に向けて取り組みを進めております。

今回の調査で判明いたしましたいじめの件数でございますが、小学校で4件、中学校で8件、これにつきましては、言葉や行動、態度による嫌がらせ、ふざけ合いが高じまして身体的暴力となったもの、また、金品を要求するもの等が報告されております。

また、教育委員会から11月21日でございます、全校の保護者にいじめの防止を啓発する、「かけがえのない命を守るために」という文書を配付するとともに、各校のいじめの実態把握と改善に向けて取り組みの進捗状況を把握し、それに伴う指導、助言等を行っております。

また、本市教育相談室への電話相談の案内、学校からの要請があれば適応指導教室の臨床心理士や学校心理士の派遣ができるよう準備を整えております。

次に、教育再生会議のいじめへの緊急提言についてでございます。

提言に盛り込まれております8項目は、いずれもいじめを防止する基礎、基本的な内容であり、私たちが十分承知しておくべきものと認識しております。

ただ、項目の2つ目でございます、問題を起こす子供に対して、指導、懲戒の基準を明確にし、毅然とした対応をとる、例えば社会奉仕、個別指導、別教室での教育云々につきましては、毅然とした対応をとることの大切さは十分認識しておるわけでございますが、例示にされました方法が最善かどうか慎重に教育的配慮と判断を要するものと考えております。いじめの状況を的確に把握しながら、いじめられた子供、いじめた子供、それを取り巻く集団の立ち直りの効果を促す方策を検討させていただきたいと思います。

次に、項目4でございます。教育委員会は、いじめにかかわったり、いじめを放置、助長

した教員に懲戒処分を適用するとあるわけでございます。学校内での安全確保に率先垂範しなければならないのが教師であるという職責の重さをいま一度確認するよう、各学校に求めているところでございます。

これで答弁とさせていただきます。

阿古副議長 8番、川西君。

川西議員 部長よりご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

そこで、再度、再質問をさせていただきたいと思います。

このいじめの問題につきましては、一概にこうすれば解決するという事例はないと思います。今、部長もいろいろな形のお話をしていただきましたけれども、本当にこうすればという解決はないと思いますが、大事なことは、やはり、小さな芽のうちに発見して、それを早急に摘み取るということが大事ではないでしょうか。そのためにも、クラスの担任だけが担当したクラスを見るのではなく、学校全員の教諭がいろいろな角度から意識して生徒を見ていただきたい、このように考えます。そのためにも、朝の登校時には校門で迎えて、あいさつし、そういうことによって、その日の生徒の状況、こういったものがわかると思います。こういったことを毎日同じことを繰り返すことによりまして、生徒自身のこともよくわかるし、また、先生と生徒の心のつながりもできてくると私は信じております。

その上で、生徒の情報ファイル、こういったものを作成して、1人の担任が見るだけではなく、多くの先生が意識をして児童生徒を見る、このことによって、担任の目が届かないところで起きているいじめも早期に発見できるのではないかと考えます。

また、いじめを受けた児童に対するカウンセリングはどのような対策をとられているのか、 また、保護者、地域の方との会合はとられているのか、このこともお伺いしたいと思います。

また、学校は児童生徒にとって、先ほど申し上げましたけども、心の安らぐ場所であり、また楽しいときを過ごせる学びやでなくてはならないのではないでしょうか。外で遊びたくなるような環境づくり、また、運動不足解消のためにも、グラウンドを芝生に変える、そのことで子供たちが積極的に外で遊ぶ、また友達とふざけ合うということで、コミュニケーションをとることができるのではないかというふうに思います。また、たまには外で給食を食べたり、読書をしたり、楽しむことができると思います。芝の弾力が心の安定につながっているのではないかという声もあります。これは兵庫県明石市が取り組んでいますが、ねらいは当たったようで、芝が現在すり減る状態まで遊んでいるということでございます。以前に新庄町のときにも校庭の芝生化について質問させていただいた経緯がありますが、どのように考えておるのかお伺いいたしたいと思います。

生徒の情報ファイルを学校の全教諭が生徒の状況を知るために作成してはどうか。また、いじめを受けている生徒へのカウンセリング、また、保護者、地域の方との連携、校庭の芝生化について、以上、4点について再質問をさせていただきます。

阿古副議長 教育長。

綛谷教育長 8番、川西議員さんの再質問にお答えします。

いじめ対策について、さまざまな観点からご提言をいただきました。中でもおっしゃいま

したように、小さな芽のうちに発見して対応していくことが一番肝要やというご指摘がありましたけれども、まことにそのとおりでございます。

そこで、まず先生方が子供たちと触れ合う、全員で取り組んでいく体制をどうつくっていくのか、また、触れ合う機会をどう持っていくのかということで、朝の校門時でのあいさつ等のご提案がありました。現に葛城市内でも実際、校門時に子供たちを校長等が迎えているというような体制にありますが、私は、基本的に、子供たちと最もよく接し、そして見ているのは、まずは学級担任であろうと思っております。各学校にも指示していますのは、学級朝の会、これは初めて担任と子供とが接するときですね。そのときの子供の表情、つぶやき、そういうものを担任がとらえて、そして、ふだんとは違うというような状況であれば、その子供に語りかけていく、また、保護者と連絡をとり合うというようなことが大切だろうと思っております。校門でのあいさつをより一歩進めて、各先生方が子供たちをそういう朝の会等で見詰めていく、そして、定期的にその情報を交換していくということが大事だろうと。今、情報ファイルですか、そういうようなご提案もありましたけども、書くだけではなくて、そういうものを定期的に職員会議等で、また学年会で交流していくということが大切だろう。そのことによって、先生方が全ての子供たちに目配りできる、そういうような情報も入れられるのではないかということを思っております。

それから、カウンセリングにつきましてのご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、学校からの要望に応じて、市の適応指導教室の臨床心理士、また学校心理士もおりますので、それを派遣して、そういう問題に学校からの要請があれば対応していくということを準備しています。

ただ、私申し上げたいことは、いろいろな子供たちの悩みを、また保護者、また担任の悩みをカウンセラーに聞いてもらうということは非常に大事なことであるけれども、教師がそういうようなこと、日常的に接しているのは教師なんですね。その教師にカウンセリング力を持っていくということがより大切なことだろう。だから、カウンセラーが何人、葛城市にいますから、これで大丈夫ですという問題ではないだろうと思いますね。だから、1日授業をしている教師が、また子供と触れ合っている教師が、やはり、そういうカウンセリングカを持ってもらうということが大事だろう。葛城市では、カウンセラーは教師のそういうカウンセリング力をつけていくための働きかけ、また、教師では対応し切れないような、そういうような相談事、これをカウンセラーにお願いするという形をとっております。

それから、子供たちが群れて遊ぶような環境ということで、芝生化というお話がありました。これも以前、本会議でご要望あったことでございますが、芝生化ということを通して、芝生化の難しさというものは、これは以前にも申し上げたとおり、大事さは認識しておりますけれども、芝生化に持っていくための困難さというものは十分あるわけでございます。ただ、子供たちがそこで自然とコミュニケーションが生まれてくる、一緒に群れて遊ぶということを通して、仲間意識が生まれてくるということは大切なことだろう。そのことの不足がいじめの背景にもなっているということは、ご指摘のとおりだろうと思います。だから、子供たちが群れて遊ぶ、そういう体験をやはり学校でも大切にしていかなあかんなと思ってお

ります。

それから、最後の保護者との、また地域の方をどういじめ対策にかかわってもらうのかということでございますが、私は、現在は、代表として学校評議員がおってくれますので、その方とも密接に連携しながら、いじめ問題についても取り組んでいきたいと考えております。 以上でございます。

阿古副議長 8番、川西君。

川西議員 教育長より本当にご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私は、教育長を初め教育委員会の方々、また、各学校の校長先生、全教員の方々もこのいじめの問題に真剣に、また一生懸命に取り組んでいただいていることは、十分に理解しておりますので、どうか今後も大変ご苦労をおかけいたしますけども、どうかよろしくお願い申し上げたい、このように思います。

教育のプロであられます教育長にこんな話をさせていただくのは大変失礼であると思いま すが、何かの参考になればと思い、発言をさせていただきたい、このように思います。これ は中学校の教師、教頭を経験なさって、現在神奈川県の教育委員会主事の近藤茂代さんとい う方の経験なんですけども、この方が、私が学年主任をしたときの忘れられない思い出があ ります。中学2年生は、思春期真っただ中、親との対話もなく、親の思いが伝わりません。 そこで、2泊3日の野外スクールを利用して、保護者の皆さんに子供たちへの一世一代のラ ブレターを書いていただくようにお願いしたわけです。野外スクール 1 日目の夜、担任が手 紙のことを伝えると、子供たちは要らねぇとか、読みたくねぇと大変大騒ぎをしたんですけ れども、読み始めると、どのクラスも水を打ったようにしんと静まり返り、あちこちからす すり泣く声が聞こえてきたそうです。読み終えた生徒たちは、私に読んで、読んでとうれし そうに手紙を見せてくれました。どれも心のこもったすばらしいラブレターでした。野外ス クールが終わった後の作文は、子供たちの感動であふれていました。手紙に大感動した子供 たちは14歳、一番年代で、また、世間では魔の14歳、一番難しい年ごろと言われております。 しかし、この時期があるから、次のステップにも行けるのではないか、このように思います。 教育というのは、ともに育てる、共同の共育とも言われています。親も子もともに育ち、み んなで協力し合って育てることが大切ではないかと思います。どんな問題を起こした子供で も必ず変わる、また、大人が1センチ変われば、子供は1メートル変わる、そういった意味 からも、まず私たち大人が変わること、それが子供の輝く笑顔をつくっていく第一歩ではな いかと、このように信じております。

また、このように公開されています中には、いろんな形で参考になるかと思いますので、 ご提案をさせていただきました。

そういったことで、いじめの問題というのは、やはり、社会全体で取り組む必要があると 私は考えます。特に家庭、学校、地域で子供たちに生きる力を与え、また、夢と希望を持ち 続けることの大切さを理解させる努力をすべきではないかと考えます。本日、議場にご参集 いただきました全員の方々が常に注意をして、どんな小さなことでも連携を取り合い、いじ め防止に努めるべきであると、このように考えております。 最後になりますが、先ほど教育部長もおっしゃっておりましたけれども、県の教育委員長の松本眞理子さんが、「子どもたちへ いじめから尊い命を守るために」という緊急アピールを全児童、全生徒に出されました。これを拝見いたしまして、私自身感動しました。代読して終わらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そこにはこんなふうに書かれております。「子どもたちへ いじめから尊い命を守るために」という題で、「あなたたちの尊い命を守るために、私は強く訴えます。

1、あなたたちは、どんなことがあっても自ら命を絶ってはいけません。あなたの今の苦しみは、「死んでしまいたい」と思えるほど深刻なものかもしれません。でも、どうか一人で悩みを抱え込まないで、誰かに思いを伝えてください。そして、笑顔で今を振り返ることのできる日が必ずやって来ると信じて、かけがえのない命を精一杯生きてください」。

2番目としまして、「あなたたちは、人の嫌がることをしたり、言ったりしてはいませんか。 いじめられる人にも原因があるという考えは間違っています。 どんな理由があっても、いじ めは絶対に許されるものではありません。 何気なく発した言葉が人を傷つけてしまうことが あります。 言葉の重みを分かってください。 今、 あなたの瞳は輝いていますか。 鏡に映る自 分の顔から目をそらさず、 なぜ、 いじめてしまうのか、 もう一度、 問い直してみてください。

3番目に、「あなたたちは、自分の周りにいじめがあるのに、黙っていませんか。自分もいじめられているのではという不安を感じたことはありませんか。いじめを黙って見ているあなたもつらいのでしょう。でも今、みんなで心を一つにして、いじめと立ち向かう勇気が必要なのです。まず、勇気を持って、周りの人に話しましょう」。

4番目としまして、「あなたたちは、悩みを一人で抱え込んではいませんか。人間はもともと強い生き物ではありません。だから人は支え合い、助け合って生きるのです。悩みを打ち明けることは決して恥ずかしいことではありません。親でもいい、友達でもいい、先生でもいい、必ず誰かがあなたの気持ちに寄り添って相談にのってくれます。あなたたちは、決して一人ではありません。どうか周りの人を信じてください」。

最後に、「あなたたちは、夢をもち、前向きに生きなければなりません。あなたたちそれぞれが真剣にいじめと向かい合い、苦しみを乗り越え、素晴らしい人生に向かって力強く歩んでくれることを心から願っています」という緊急アピールが出ました。どうかひとつ、我が葛城市から絶対いじめの問題をなくすんだ、また犠牲者は絶対出さないんだということを、この議場にお集まりの皆様が確認をしてやっていきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

阿古副議長 川西茂一君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時26分 再 開 午後2時50分

阿古副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、吉村優子君の発言を許します。

5番、吉村君。

吉村議員 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、駅前駐輪場の整備についてです。

通勤、通学に駅まで自転車を利用する住民が多い中、駐輪中の自転車の盗難事件をよく耳にします。特に、JR新庄駅前につきましては、駅自体無人ということもあり、朝施錠して出かけ、帰宅時に駅におり立ったときには、自転車がなくなっているという報告を聞いています。同じ人が同じ場所で2度も盗難に遭ったという事実もあります。

そこで、市として何らかの対策が必要だと思われますが、これについてご意見を伺ってお きたいと思います。

次に、里山の整備についてです。

以前より山の保水力のために樹木の根の張りの強化や、コケを生やす対策、すなわち間伐や枝打ちをし、そして下刈りなどの必要性についての質問をさせていただいています。また、農作物に被害を及ぼすイノシシ対策として、落葉樹による造林もお願いしているところです。治水、人間と動物の共存、災害の防止などの環境保全など、山の持つ役割は大きいと考えます。ただ、山の管理につきましては、私有の山がほとんどで、こういった対策につきましての補助金制度があるにもかかわらず、近年、お金を生まない山に手をかける所有者が多くないのが現状です。本年度より奈良県が導入しました森林環境税の使い道につきましても、その補助対象の条件に見合う山林も、葛城市におきましては、現在のところ2件のみとの報告も聞いています。ただ、費用がかかるからといって、何もしないというのでは、山は荒れ果てる一方です。

そこで、せめて山の道づくりからでも始めてはいかがでしょうか。長い期間、山の管理から遠のいているせいで、もともとあった道が荒れ、整備するにも山にたどり着けないのが現状です。まずは道をつくり、そこから山の整備を始める、山の所有者の理解も必要ですが、これらについての市としての対策を伺っておきたいと思います。

質問は以上です。再質問は自席で行わせていただきます。

阿古副議長 総務部長。

大武総務部長 ただいま5番、吉村議員さんからのご質問の1点目でございます。駅前駐輪場に関しまして、ご答弁を申し上げます。

ご質問のように、最近、自転車の盗難が多発をいたしております。その発生状況でございますけども、高田署管内につきましては、本年1月から10月末までにおいて、自転車盗難認知件数633件と、前年同時期と比べまして1.2倍というふうな状態でございます。前年比105件の増加というふうに聞いております。

また、葛城市内におきましては、本年1月から11月末日までの自転車盗難認知件数90件でございまして、これも前年の同時期と比べまして1.6倍と、35件の増加となっております。特に高田署管内におきまして、葛城市内の盗難件数、非常に上昇をしているところでございます。

市内の駅前駐輪場につきましては、磐城駅と尺土駅が有人、人がついております。それ以外の無人の駅前駐輪場、これが5施設ございます。5駅がございます。この管理につきまし

ては、本年10月から知的障害者に対する支援の一環といたしまして、新庄地区につきましては、ふれあい作業所に、また當麻地区におきましては、知的デイサービス事業所にそれぞれ週1回程度のペースで清掃とか、自転車整理をお願いしているところでございます。

また、市営の駐輪場内の放置自転車等もございますので、こういった整理につきましては、 年4回程度、総務財政課の職員におきまして撤去整理を行っているところでございます。

ご質問の当市の対応といたしましては、まず、利用者に盗難多発に対する注意を呼びかけるということで、各駅前駐輪場に啓発看板を設置いたしまして、駅前駐輪場の利用者に向けて盗難防止の啓発に努めてまいりたい、こういうふうに考えております。

また、次に、駅前駐輪場に駐車しております自転車の中で無施錠、あるいは附属のかぎのみで、盗難の可能性が高い自転車、こういった自転車に対しましては、二重ロック等の有効性を呼びかけるとともに、これも盗難防止の呼びかけのチラシをつくりまして、自転車の前かごに入れるなどいたしまして、予防措置を定期的に実施してまいりたいというふうに考えております。

また、市職員が本年4月から実施をしております青色回転灯の防犯パトロール、これのコースに今月より入れておりまして、各駅前の駐輪場も巡回をさせていただいているところでございます。

このような対策によりまして、自転車等の窃盗に対する抑止に努めてまいりたい、こうい うふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

# 阿古副議長 産業建設部長。

石田産業建設部長 それでは、吉村議員さんの2つ目のご質問でございます里山の整備について、治水、イノシシによる農地被害を防ぐためにも、早急な山の整備ということで、ご質問をいただきましたので、ご答弁申し上げます。

野生獣類によります農地被害を食いとめる方法といたしましては、獣類の捕獲、防護壁、 防護電線の設置等が考えられますが、ご質問の内容は、荒れた森林の整備、また、広葉樹の 植栽によるえさ場の整備ということでご質問をいただきましたので、回答させていただきま す。

まず、荒廃した森林の整備でございますが、近年、建築資材としての杉、ヒノキの利用度が年々減少いたしまして、吉村議員さん仰せのとおり、山林所有者におきましても生産意欲の低下により、里山対策事業として補助金制度利用者は平成17年度におきましては3名、それから、整備面積は8.9ヘクタール、市山林面積の0.6%にとどまっております。

今後、補助金制度の見直し、森林整備を進めるための作業道の整備等、引き続き検討して まいりたいと思います。

次に、今年度より導入されました森林環境税による里山の整備でございますが、5月におくればせながら里山林機能回復整備事業実施運用が示されております。本年、竹内地区におきまして、今後5年間実施することが決定したところでございます。ほかに、団体といたしましては、布施城を中心にいたしまして活動されております山里を愛する者の集い、こちら

からも申請が提出されておりましたが、一部採択要件に満たないものがございましたので、 今回につきましては、竹内1団体のみということに決定したところでございます。

それから、この事業の1つに森林・動物共生の森づくり事業というのがございます。人家、 農地に近傍した森林のすそ野を帯状に切り抜きまして、自然観察の場所とするとともに、見 通しをよくすることにより、野生獣類との緊張を確保いたしまして、奥地に広葉樹を植栽し、 えさ場となるよう整備することが可能な事業でございます。今後、被害の多い地区を中心と いたしまして取り組んでいただけるかどうか、説明会を開催いたしてまいりたいと思ってお ります。

また、現在、都市計画課で進められております山麓地域整備計画でございますが、この事業にも部分的に合体事業として取り組めないものか、重ねて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

阿古副議長 5番、吉村君。

吉村議員 それぞれ部長にお答えいただきまして、ありがとうございます。

自転車の盗難対策につきましてですけれども、注意を呼びかけたり、パトロールを強化するということで、広報啓発活動をしていただくということで、これは大切だなというふうに思います。

それから、高田署によりますと、先ほど部長が高田署管内105件の増ということでしたけれども、これ、奈良県下でいいますと、ことし1年間で3,000件の自転車の盗難事件があったんですけれども、昨年度比が209件の減になっているんですね。ちなみに、葛城市内の交番所管内別でいいますと、新庄交番所管内では本年42件で3件の増、忍海駐在所管内では9件で7件の増、當麻交番管内では25件で15件の増と、いずれも奈良県下が減少傾向にあるのにもかかわらず、葛城市では増えている状況です。ただ、このデータにつきましては、駅前に限定されたものではなくて、まち全体の盗難件数ということですし、また、認知件数ですから、とられても届け出を出していない方はこの数字の中に含まれていないわけですから、果たして駅前でどれだけの件数があったのかは、はっきりした数字は出ないんですけれども、ただ、件数としてはふえている状況です。

それに伴いまして、先週の火曜日に新聞に出たのが、高田署管内で窃盗が多発しているので、抑止緊急対策として何かパトロールをしたり、それこそ、呼びかけの札を入れたりというふうなことが新聞に載っていましたけれども、現在、JRの駐輪場では、本当にとられたくない人は、フェンスにチェーンをかけて固定したり、それから、自転車の仕切りが15カ所ほどあるんですけれども、ステンレスのポールが。そこに、そのポールを挟んで2台チェーンでかけたりとかしているんですけれども、それは数がしれていますよね、固定できる。ですから、できたら、何か対策として、長いポールでも設置していただいて、そこに自転車が二重でロックできるように、チェーンで巻けるような固定がしていただけたらなというふうに思います。ちょっと考えていただきたいというふうに思いますけれども。

それから、山の整備についてですけれども、いろんな森林・動物共生の事業もあるみたい

ですから、それもやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、先ほど部長の話の中にもありました山麓地域整備基本計画、今月の初めに各戸に配付されているはずなんですけれども、それによりますと、山麓地域は景観保全地区というふうになっています。景観保全というのは、何も手をつけずにそのままにするのではなくて、よい景観を保つというふうに私は受けとめていますので、よい景観という観念からしましても、荒れた山ではなくて、整備が望まれるところだというふうに思います。

先ほどから私は、整備、整備と言っていますけれども、この整備は、人工的な整備を望んでいるのではなくて、山が本来持っている山のあるべき姿に戻すという意味にとらえていただきたいなというふうに思います。

その計画の中にもあります滞在型農園のクラインガルテンでも、これも計画していますけれども、そういったものを求める人というのは、やはり、豊かな自然に引かれて来られるというふうに思うんですね。例えば秋になりますと、どんなに遠くても紅葉のところには人が集まります。だから、きれいにすると、人は自然に集まってくるというふうに思います。

それと、田舎暮らしを希望している人も現在すごくふえているんですね。先日、大阪で田舎暮らしフォーラムというのがありまして、どんな人たちが、また、どれだけの人が田舎に興味を持っているのか、田舎暮らしに。また、何を田舎に求めているのかを知りたくて、私も参加したんですけれども、本当に多くの方が参加されていまして、その方たちは田舎に移住する方で、移住を希望なさっている方なんですけれども、そういった体験の講演もありましたし、横には日本全国の物件の書類とか、資料がいっぱい並んでいたんですね。それを真剣に皆見られていて、そういう姿を見ていますと、どこの地域に住みたいかじゃなくて、自然豊かな場所とか、どんなに不便でも美しい景観の場所に住みたい、そういう希望の方が多いんだなというふうに感じました。ですから、山をもとに戻すことで、そういうふうな人が集まってくるんだなというふうに思っています。

この基本計画の補助整備をもう一度検討していただけるということですので、何かの補助がついたら、何か始められるんじゃないかなと思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

この2点についてですけれども、市長の考えをお聞きしておきたいと思うんですけれども、 よろしいでしょうか。

#### 阿古副議長 総務部長。

大武総務部長 ただいま吉村議員さんからの再質問でございますけども、特に啓発活動を重点的にやらせていただくということでございますが、その中でもかぎをかけていただく場合、必ず2ロック、2つキーをつけていただくということが非常に効果があるようでございますので、そういった形の中でPRをしていきたい。もう1点は、防犯登録というのがございます。各自転車には防犯登録、自転車を買った場合に防犯登録をしていただいておけば、警察の方にその番号とかが全部残っておりまして、例えばどこかで盗まれて発見された場合、その防犯登録の番号を照会すれば、すぐに所有者がわかると、こういったもので、盗まれた場合でも発見されれば、すぐに所有者の手元に自転車が戻ってくる、こういうふうなシステム、これ

は法律で定められておるようでございまして、そういった形の中で、この2点を重点にこれからPRをしていきたいなというふうに考えております。

それと、ご提案いただいておりますポールを立てて、それで2ロックをすればどうかということでございますけども、この辺につきましても、また現場の方、職員、十分研究をさせていただきまして、検討を進めさせていただきたい、こういうふうに考えております。

阿古副議長 産業建設部長。

石田産業建設部長 それでは、吉村議員さんのご質問に対しまして、再答弁をさせていただきます。

県が今年度から行われました森林環境税の関係でございますけども、この事業はただいま申し上げました里山林機能回復整備事業、このほかにも、奈良の元気な森づくり推進事業、それから、森林環境保全緊急間伐事業、それから森林環境教育推進事業、こういった事業が示されております。実際、税は18年度から徴収ということで、早くから皆様方にはパンフレット等で県の方からもお示しせさせていただいているとおりでございますけども、先ほど答弁に出させていただきましたように、実際の運用方法が出てまいりましたのは本年5月に入ってからということで、事業の立ちおくれというものがございまして、今回この竹内地区で行われました里山林機能回復整備事業、これ1つしか獲得することができなかったんですけれども、内容も十分これから精査いたしまして、先ほど吉村議員さんの方からご指摘がございました山麓地域の整備事業、これに何とか組み入れて、山麓地域の整備が有効に図れるように、都市計画課の方とも協議を重ねてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

阿古副議長 市長。

吉川市長 吉村議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の駐輪場に係ります問題であるわけでございますけども、先ほど部長が答弁をいたしましたように、それぞれの駅には駐輪場があるわけでございますけども、ご指摘をいただいております」R前の駐輪場につきましては、公園整備と同時に、駐輪場としてはずっと整備をした駐輪場になっているというふうに認識をしているところでございますけども、ご指摘のように、そうしたことで余計盗難が多いのかなというようなことも思うわけでございます。盗難防止につきまして、先ほど部長が答弁をいたしましたように、提案をいただいたことも踏まえて検討してまいりたいというふうに思います。

また、山麓地域にかかわりまして、いわゆる里山整備ということでございますけども、ご意見の中にございましたように、整備をされた、紅葉の時期には紅葉の美しい、あるいはまた、春には花が咲き乱れたきれいな山林というのは、ご指摘のとおり、人が集まるということでございます。大阪の方のフォーラムの例も出していただいたわけでございますけども、今、計画をしております山麓地域の整備にかかわりますことにつきまして、今おっしゃっていただいているようなことが、基本的には観光客やそうした人に集まってもらうというふうなことからして非常に大事であるというふうな認識のもとに、今計画をしているところでございます。おっしゃっていただいていますことを踏まえて、またそれ以上に、滞在型、この地の利を生かしたそういう山麓であるべきではないかというふうなことも思っているところでございますので、今、計画をしておりますそうした中にも、ご意見を踏まえながら、計画

をしていきたい、こういうふうに考えます。 以上です。

阿古副議長 5番、吉村君。

吉村議員 部長、それから市長、お答えいただきましてありがとうございます。

広報活動、啓発活動をこのまましていただくのは、本当にいいんですけれども、JR新庄というのは、今、整備はちゃんと、今、市長がおっしゃったとおり、きれいに整備はされているんですけれども、先ほども言いましたけれども、無人駅であるということ、それから駅前に何もお店がないので人の目がないということ、それから、整備はされているんですけれども、奥の方にあるんですね。公園を通して、よく見えるんですけれども、人の目というのがなくて、変な言い方ですけれども、自転車をとる方からすると作業がしやすいというふうな、そういう環境なんですね。ですから、ぜひ何らかの対策をしていただきたいなというふうに、具体的な対策が必要じゃないかなというふうに思うんですね。

先ほどもいじめの問題で、小さなときに芽を摘むという、それではないですけれども、ニューヨークの割れ窓現象ではないんですけれども、何か起こったときに、具体的な処置をしなければ、まち全体の治安の悪さを引き起しかねないというふうにも私は考えていますので、ぜひ具体的な対応を検討願いたいというふうに思います。

それから、山の整備につきましては、検討していただける、計画の中に盛り込んでいただけるようなお話ですけれども、いつかだれかがやらなければいけない事業だというふうに思いますし、1年、2年で終わるものではないですので、いつかではなく、今から、できるところから始めていただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

阿古副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、3番、西井 覚君の発言を許します。

3番 西井君。

西井議員 議長の許可をいただきまして、私の一般質問をさせていただきます。

葛城市内の各地域及び各種団体に対する来年度予算編成に当たり、補助金制度、報償制度の創設について、私の考え方とお願いをいたします。

例えば、大字尺土、北花内の子供見守り隊、また旧新庄町地区には新しく自警団組織を創設されたと聞き及んでいるわけでございます。このように、まだまだ危機に対する多様化する、住民に対する危機対策の生活環境を確立するために、ボランティア活動として、住民団体主導で互いに頑張ってくださる団体、及び今後頑張ろうとする団体を育てるためにも、行政としてどのように補助、お手伝いするか。それには、私なりに、団体活動を活発化する触媒として新しい補助金、また報償等を考えてはどうかと思う次第でございます。

また、地域活動及び各種団体の活発な活動は、市長のおっしゃる住みたいまち、住み続けたいまちというスローガンが1つの政策と考えるわけでございます。また、私が所属させていただいています商工会活動の会議の中でも、例えば花火大会が葛城市のためにいろんな活

力のある宣伝活動になったのではないかなと、かように言う意見もいろいろ聞くわけでございます。例えばの話ですので、ほか、いろんな各種団体等、多数頑張ってくださる団体があると思うわけでございますが、これについて、いろんな施策として、補助金また報償制度等を新たに創設してもらえたらありがたいなと、かように思いまして、私の質問にかえさせていただきます。

なお、再質問は自席でさせていただきます。

阿古副議長 企画部長。

吉川企画部長 ただいま3番、西井議員さんから、大字及び各種団体の補助金並びに報償制度についてのご質問をいただきまして、ご答弁させていただきたいと思います。

各地域における特色ある事業活動や団体のボランティア活動に対する助成を行い、独自性のある活動の起爆剤になるよう新たな制度を考えてはとのことでございますが、他の自治体では、市民からの提案制度によります事業採択や、助成金の交付を行い、市民参画によるまちづくりをされているところもございます。葛城市におきましても、これからのまちづくりは、市民と行政が協働して進めなければ、よいまちづくりができないものと考えております。

議員ご提案いただいております地域や団体での活動に対する行政の支援の制度化につきましては、補助金制度も1つの方法でありますが、地域おこしを初めとする活動や個人また団体での活動を表彰し、その活動を市民へ紹介して、市全体での取り組みやきっかけづくりとなる施策を今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

阿古副議長 3番、西井君。

西井議員 今、企画部長から丁寧な、若干前向きな返答をいただいたと、かように思う次第でございますが、例えば補助金というのは、私、先ほど述べましたように、地域住民活動の中で、また地域団体活動の中で、突出して頑張ったということで、それに対して補助をするとか、また表彰するということは、ほかの団体、ほかの地域についても触媒として頑張ってもらえる、これがいろんな団体に波及したら、これが本当の住みよいまちになるんじゃないかなと、かように思うわけでございますが、この点について、市長、一言ご答弁をお願いします。

阿古副議長 市長。

吉川市長 西井議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

ご意見をいただきましたように、各種団体や大字に対します補助につきましては、今までのいろんないきさつ等もございまして、行政改革の中でも改革すべきものは改革をしながら、適切な補助制度でありたいと、こういうことを願っているところでございます。今、ご指摘をいただきましたように、補助金の中には、いわゆる定額的にある一定の基準で計算をしているものもございます。おっしゃっている意味は、そういうことも大事であろうと思うけれども、いわゆる活動を活発に、活性化をしていくことで頑張っておられる団体や、そういうところはそれなりの考え方をしてはどうかと、こういうふうに私は、ただいまご質問を受け取ったわけでございまして、改革をいろいろと議論する中で、おっしゃっていただいているように、そういうことを基本にしながら、補助制度を考え直すことが大事であるということ

を申し上げているところでございます。

先ほどのご質問の中でもありましたように、いわゆる今大字の方へ例えば交付をいたしております補助金の中には、戸数割であるとか、人口割であるとか、そういうことも中には、その性質上あるわけでございまして、でき得れば、そういうことも基本的な考え方としては、基礎の考え方では大事だと思うわけでございますけども、より活発に活動いただける、そういうものに対して、いかにあらわしていくかということであろうかと思うわけでございますので、そういう面で今後もさらに検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

なおまた、報償にかかわりましても、ご意見をいただいたわけでございます。いろいろと活発にやっていただいている方々、あるいはまた団体を顕彰しながら、また、それを起爆剤にして、ほかの団体、ほかの大字の方でも頑張っていただくということが大事であろうと思うわけでございますので、しかし、市には表彰規程もあるわけでございまして、そうしたことも十分に視野に入れながら検討していきたい、こういうふうに思います。

以上です。

阿古副議長 3番、西井君。

西井議員 丁寧なご説明ありがとうございました。私が申している意味合いをおおむねご理解いただいたと、かように私喜んでいる次第でございます。なお、この制度は、私が意見として述べさせてもらう中で、進めていくとしたら、かなりどこがよう頑張ったかという基準のつけ方は難しいと思いますが、その辺、私のような愚脳でない皆さん方がたくさんおられますので、その点、いろいろ考えた上で、よろしくお願いいたします。

阿古副議長 西井 覚君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阿古副議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することと決しました。

なお、明日、12日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。 本日は、これにて延会いたします。

延 会 午後3時24分